

広報あさひ

号外

発行所 山形県朝日町役場
電話宮宿240
発行者 朝日町広報委員会
委員長 多田 積

昭和42年9月 水害特集



被害総額11億円 復旧対策に万全期す

被害総額11億円 復旧対策に万全期す

去る八月二
八月三

町の対策本部では、災害復旧に

に当つてゐる。

また各係員を動員して、災害状況の調査を行なう一方、県や国に

去る八月二十八日夜半から郷土を襲つた集中豪雨によつて、最上川は大洪水となり、町内各地に無惨な爪跡を残した。

対しては災害復旧工事の早期着手等について強力に陳情を行なった一方、町議会でも九月四日に全

員協議会を開き、被災地を視察して話しあつた結果

(1) 最上川の等級昇格はついで國に
強力に陳情を行なう。

②被災者と話しあって復旧方法を考える。

③ こんどの災害は人災か天災かを調査検討する。

④堤防など防災設備を再検討する
う改治力を最高に発揮して、夏日二

政治力を最高に發揮して従旧は万全を期する。

といつた活動方針を決め、復旧対策にあたることになった。

「写真、訪れた視察団も生々しい
爪跡に信じがたい表情」

○県本部より 裏見八政地衣類

◎日本赤十字社ニリ毛布八文
百点

◎日本赤十字社より毛布二枚
◎町社会福祉協議会より

◎宮宿中学校生徒より
寝具 八組

現金六千七百十一円

○宮宿青年会（会長 成原成） 入協議会より現金二千円

現金一万三千二百二十円

谷丸八理容所從業員一同
現金 五千二百五十四円

各地から温かい

救援物資

町の災害対策本部には、各地から温かい救援物資や義捐金が届けられており、九月十二日現在で本部に届けられた救援物資等は次の通りです。

◎大谷丸八理容所從業員一同
現金 五千二百五十四円

建物の被害

三千百萬円

流失家屋十九棟をはじめ、床上下浸水など損傷家屋は四十一棟を数え、建物の被害総額は三千百万元に達した。

特にひどかったのは赤金・夏草助ノ巻・川通地区で、家財一つ運び出せなかつた赤金の阿部国朗さん・夏草の安藤重二郎さん宅では近所の民家を借りてその場を生いでいるが「今後どうやって生活

して行つたらよいのかも分らない」と途方に暮れている。

内約五十米・立木地内約四十米。送橋川沿岸欠壊か所は、芦沢地内約三十米で、町内各河川あわせて、十億円をこえる被害額が予想されている。

この内、助ノ巻地内約五百六十米・夏草約六百七十米・栗木沢約二十米のか所については緊急に復旧工事を行ない、農地復旧をするため県と共に至急測量設計を行ない、目下・査定申請に入っている「写真・一面の河原と化した夏草地内」

建物損害状況(非住宅含む)				計
部落	流失	倒壊	床上下浸水	
赤金・夏草・助ノ巻・川通・栗木沢	8	4	0	8538232
ノ	4	1	4	1
木計	2	2	19	41

(建物損害額3千1百万円)

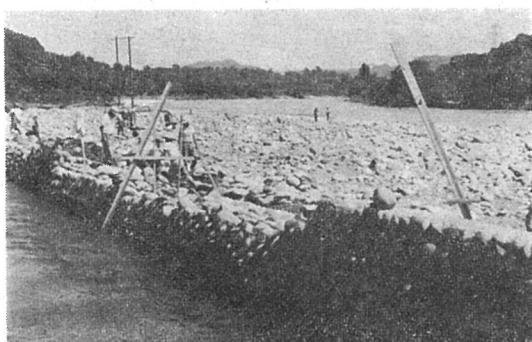
土木関係被害

十億円をこえる

朝日川・送橋川沿岸の被害は比較的少なかつたが、最上川沿岸の被害は甚大であった。

主な欠壊か所は最上川では赤金地内延長約七百米・夏草地内約千米・雪谷地内約五百米・西舟渡地内二か所約八百米・助ノ巻地内約七百米・宮宿清水地内約七百米・四の沢地内約三百米・能中地内約六百米・和合地内二か所で約四百米・川通地内二か所で約三百米・栗木沢地内約百米・舟渡地内約五百米。

〔写真左すつかり流失した赤金地内の水田復旧不可能の状態で、國で買上げてほしいという地区民の要望さえ出している〕



農林被害額

一億一千万円こえる

今度の水害では田畠の流失等もひどく、特に赤金・夏草・助ノ巻など川岸にあつた水田は、その跡形もなく玉石のごろごろする川原と化してしまつた。

流失・埋没の田畠三十五ヘクタール・冠水・倒伏した田畠五三・七ヘクタール、その被害総額は一千二百万元をこえる大きな被害となつた。

三、桑園

泥の堆積した桑園は、発育不良となるので、十アール当たり八〇キロ内外の石灰を散布し中耕する。

桑株の露出したものは堆肥を施して覆土する。

水害桑園は胴枯病が発生し易くなるので、十月中に、水銀剤等で防除すること。

被害農作物の事後対策

一、水稻

長雨・冠水・土砂流入等によつて倒伏した場合、特に穗發芽が進んでいるので、被害水稻は速かに刈取りされたいのです。

・刈取りが早いと思われる場合は極力・株起をして稔実を促進する・冠浸水により損傷した水稻や倒伏した稲は、完全水稻と別けて乾燥調整する。

・損傷の甚しいものは、生脱穀をして、被害を最少限度にくいとめ

(その他農業施設・木材被災等2,250千円)

農林被害額112,035千円)

種別	流失	埋没	冠水	倒伏	農林被害状況 千円	
					被災総額	
水稻園	5.67ha	5.1ha	7.35ha	40ha	45,097	
桑園	9.4ha	3.8ha	2.8ha	—	46,620	
樹木	0.55ha	5.87ha	3.3ha	—	12,178	
果樹	2.2ha	1.1ha	—	—	5,500	
普通	—	0.3ha	—	0.25ha	390	
その他	18.72ha	16.17ha	13.45ha	40.25ha	109,785	
合計						

農地の復旧対策について

今渡の集中豪雨における対策は農地及び農業用施設にかかる災害を復旧することが先決である。幸い県は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の適用の指定をうけた。この内容は一般農地の復旧費は五割補助・農業施設の復旧費は六割五分の国庫補助になっているが、さらに激甚災害指定により大巾なる国庫補

●金融対策について

災害に伴なう金融措置として、特別災害（天災融資法及び災害経営資金）等の長期低利資金の制度があるが、借入の内容によって種々あるので振興課及び農委事務局に相談されたい。

本省の災害査定までの準備に農家としては農地復旧確保が最大であり、十分意欲を結集されたい。また、家と部落と一体となって努力をし

(振興課長)



百年に一遇の洪水ということは聞いておりましたが、実際に見たのは八月二十九日でありました。このため上郷ダム下流沿岸の方々は家屋の流失倒壊・浸水・耕地の流失冠水が多数あり、何よりもいたましいことは尊い人命が失われたことでありました。

2、家屋流失・倒壊

いまのこと、補助金等の制度がないようですが、地元に対策としての家屋移転と同様の取扱いをとられるよう県に対し強く要望しております。なお資金（長坦低利）が成るべく有利になるよう最善の努力をしております。

て状況を調査

て状況を調査いたしました。それに基き県県町・各種税とも減免猶予のとり扱いをするよう準備をすすめであります。

復旧には全力を結集

助役阿部高美

大要以上のよう

災害をうけられた皆さんにはまことにお気の毒に存じて、彼ら災害に対するいて述べてみます。

とにお気の毒に存しますが、これら災害に対しての対策等について述べてみます。

る激甚災害の指定をうけて復旧に万全を期したいと存じます。具体的には近日説明会を開いて関係者と協議するようになつて

4、農作物災害

人命救助の帰りだく流に流れ
た鈴木弘さんについては、山形県消防災害補償組合に対し
て一般協力者としての補償をしてもらおうよう強く要望しております。
す。近日開かれる組合議会において何れとも決められるようにな
つております。

4、農作物災害

作物災害については農業共済組合よりそれぞれ定められて、ある共済金をもらうより外ないようです。

5、税金の減免

災害発生直後税務課職員を

- ・(こ)んにやくは被害を受けたものにつき、ボルドー液を散布すると共に、早めに収穫する。
- ・飼料作物については、生育期間の短かい品種(例カブ・も柴丸カブ)でまきかえをする。
- ・ネギ・白菜等については、病害防止のため、ダイセン四〇〇倍を散布しておく。

対策本部活動メモ

集中豪雨による災害発生の報と

同時に、町では役場内に災害対策本部を設け、鈴木町長を陣頭に全職員を動員して必死の救援活動を開始した。

消防救助部（部長住民課長）

災害発生の通報を受け、直ちに活動を開始したが、想像を絶する大洪水のため、出動した消防団員の生命の危険さえあり、思ふように活動もできな

い状態であった。

しかし、出動した消防団員四百五名は、町内七

か所の災害地に力をそがれながらも、地区民の協力を得て、家財の搬出家屋の流失防止、赤釜地区の孤立した家屋に残された三人の家族の救出、危険地区民の避難の指示など必死の救助活動を続けた。

総務部（部長管理課長）

本部設置後直ちに灾害情報の収集活動をはじめ刻々と入って来る被害状況によって、部内の連絡



信、橋梁、河川等の災害対策にあたるほか被害調査に全力をあげた

衛生部（部長住民課長）

災害発生後直ちに負傷者等の救護にあたる一方、災害用薬品の確保を行ない、被災地の消毒作業を行ない伝染病予防に万全を期した

農林経済部（部長振興課長）

調整、県本部への報告、災害防圧のための資材の調達指示などの的な救助活動ができるよう態勢固めに全力をあげた。

土木建設部（部長建設課長）

総務部よりの連絡により、災害用応急資材の調達を直ちに行ない水防用の空俵千袋、かます、ロープ等を災害現場に輸送、道路、通

信、橋梁、河川等の災害対策にあたるほか被害調査に全力をあげた

災害相談室を設置

災害発生後直ちに負傷者等の救護にあたる一方、災害用薬品の確保を行ない、被災地の消毒作業を行ない伝染病予防に万全を期した

農地、農産物被害状況の調査活動を開始した。特に洪水が終ったあと、病虫害発生が心配され、予防対策に全力をあげている。

被災者えの救護活動

県本部へ災害の状況を報告すると共に、日本赤十字社より救護物資の供給を受くべく連絡、住宅流失家族え寝具の給与を受け、また町本部からも被災家族に対し、とりあえず寝具の給与を行なつたほか、見舞金を贈り被災者を励ました。

「写真上必死の活動を続ける消防団・下地区民も総出で救援活動」



災害救助法適用
ならず

町の対策本部では、災害発生と同時に県に対して「災害救助法」の適用を要請したが、朝日町は適用にならなかつた。

その理由は法で定める基準に該当しなかつたというもので、朝日町の場合は流失、浸水など

の家屋が四十世帯以上にならなければ、災害救助法が適用されない。

しかし、朝日町が救助法の適用を受けられなかつたために、復旧対策の面でも種々不利な点が生じないよう、今後の問題として、法の改正、あるいはもう少し幅のある運用をしてもらうよう要望する事になつた。

お知らせ

被災者に減税措置

災害を受けられた方の税金については、その被害の状況によって減免されますので税務課にご相談下さい。

世帯更生資金の貸付について

被害を受けられた方で、住宅、生業にお困りの方は、世帯更生資金の貸付制度もありますので、地区の民生委員にご相談下さい。

等外米について

今回の水害によつて等外米の多くなることが予想されておりますが、等外米の売り渡しなどについては町の振興課か各農協にご相談ください。

編集室
より

◎水害の状況については、町報一三〇号にも掲載したが、今回「水害特集号」を発行し、被害の状況をつぶさにお知らせする事に致しました。

●町内の被害総額は十一億円以上に達し、町はじまつて以来の大災害となりました。町の対策本部でも復旧に万全を期しておりますが、被災された方が一日も早く立ちあがれるよう、皆さんからも温か

いご支援をお願いします。